

# 騒音・振動公害防止の手引き

## 工場・事業場編

生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的として、著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）から発生する騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例により規制されています。

このパンフレットは、特定工場等に関する騒音・振動の届出等にあたっての手引きとなるよう作成したものです。

### 1 規制対象地域

#### (1) 騒音規制法・振動規制法

一宮市内全域（都市計画法で定められた工業専用地域は除きます。）

#### (2) 県民の生活環境の保全等に関する条例

一宮市内全域

ただし、騒音規制法・振動規制法で規制される場合を除きます。

届出用紙は、一宮市のwebサイトからダウンロードできます。

[https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kankyou/kankyouhozen/1044306/  
1044308/1010017/1012354.html](https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kankyou/kankyouhozen/1044306/1044308/1010017/1012354.html)

ページID 騒音関係：1005410 振動関係：1008103

（この届出は、電子申請の利用が可能です。）



## 2 規制対象施設

(○印は全て対象、 ×印は対象外)

| 区 分                                           |                          | 騒 音 規 制 法 |                                          | 振 動 規 制 法            |          | 騒 音 告 白                 |             | 県 民 の 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 |             |
|-----------------------------------------------|--------------------------|-----------|------------------------------------------|----------------------|----------|-------------------------|-------------|-----------------------------------|-------------|
| 施 設 名                                         | 種類の番号                    | 原動機の定格出力等 | 種類の番号                                    | 原動機の定格出力等            | 種類の番号    | 騒 音 告 白                 | 種類の番号       | 原動機の定格出力等                         | 種類の番号       |
| 金 属 加 工 機 械                                   | 圧延機械                     | 1→イ       | 合計が22.5kW以上                              | ×                    | 1→イ      | 合計が22.5kW以上             | ×           | ×                                 | 1→イ         |
|                                               | 製管機械                     | 1→ロ       | ○                                        | ×                    | 1→ロ      | ○                       | ×           | ×                                 | 1→ロ         |
|                                               | ヘルフィングマシン                | 1→ハ       | ロール式で37.5kW以上                            | ×                    | 1→ハ      | ロール式で7.5kW以上            | ×           | ×                                 | 1→ハ         |
|                                               | 溶圧プレス                    | 1→ニ       | 矯正プレスを除く                                 | 矯正プレスを除く             | 1→ニ      | ○                       | ○           | ○                                 | 1→イ         |
|                                               | 機械プレス                    | 1→ホ       | 呼び加工能力220tキリユニット以上                       | ○                    | 1→ホ      | 呼び加工能力220tキリユニット以上      | ○           | ○                                 | 1→ロ         |
|                                               | せん断機                     | 1→ヘ       | 37.5kW以上                                 | 1→ハ                  | 1kW以上    | 37.5kW以上                | 1→ハ         | 1kW以上                             | 1→ハ         |
|                                               | 鍛造機                      | 1→ト       | ○                                        | 1→ニ                  | ○        | ○                       | 1→ニ         | ○                                 | 1→ニ         |
|                                               | ワイヤーフォーミングマシン            | 1→チ       | ○                                        | 1→ホ                  | 37.5kW以上 | ○                       | 1→ホ         | 37.5kW以上                          | 1→ホ         |
|                                               | ブラスト                     | 1→リ       | タンブラスト以外で密閉式を除く                          | ×                    | 1→リ      | ○                       | ×           | ×                                 | 1→リ         |
|                                               | タンブラー                    | 1→ス       | ○                                        | ×                    | 1→ス      | ○                       | ×           | ×                                 | 1→ス         |
|                                               | 切削機                      | 1→ル       | とれしを用いるものに限る                             | ×                    | 1→ル      | 高速切削機に限る                | ×           | ×                                 | 1→ル         |
|                                               | 研削機                      | ×         | ×                                        | ×                    | 1→ル      | 合計が10kW以上               | ×           | ×                                 | 1→ル         |
|                                               | 目立機                      | ×         | ×                                        | ×                    | 1→ヲ      | 原動機を用いるもの               | ×           | ×                                 | 1→ヲ         |
|                                               | 平面盤                      | ×         | ×                                        | ×                    | 1→ワ      | 7.5kW以上                 | ×           | ×                                 | 1→ワ         |
|                                               | 送風機(及び排風機)               | 2         | 7.5kW以上                                  | ×                    | 1 3      | 37.5kW以上                | 1 3         | 37.5kW以上                          | 1 3         |
|                                               | 圧縮機                      |           | 空気圧新機で7.5kW以上                            | 2                    | 7.5kW以上  | ×                       | 2           | 37.5kW以上                          | 2           |
| 土 石 用 又 は 鉱 物 用 の 破 砕 機・磨 砕 機・ふ る い 及 び 分 級 機 | 台車機                      | 3         | 7.5kW以上                                  | ×                    | 3        | 7.5kW以上                 | 3           | 7.5kW以上                           | 3           |
|                                               | コンクリートブランク               | 5→イ       | 気ばコンクリートブランクを除き運搬容量0.15m <sup>3</sup> 以上 | ×                    | 5→イ      | ×                       | ×           | ×                                 | 5→イ         |
|                                               | アスファルトブランク               | 5→ロ       | 湿機重量200kg以上                              | ×                    | 5→ロ      | 湿機重量200kg以上             | ×           | ×                                 | 5→ロ         |
|                                               | コンクリートロックマシン             | ×         | ×                                        | 合計が2.95kW以上          | ×        | ×                       | 合計が2.95kW以上 | ×                                 | 合計が2.95kW以上 |
|                                               | コンクリート製選搬機械及びコンクリート製選搬機械 | ×         | ×                                        | 合計が10kW以上            | ×        | ×                       | 合計が10kW以上   | ×                                 | 合計が10kW以上   |
| 建 設 用 資 材 機 械                                 | コンクリート製選搬機械              | 6         | ロール式で7.5kW以上                             | ×                    | 6        | 7.5kW以上                 | 1 1         | 7.5kW以上                           | 1 1         |
|                                               | ドラムバーカー                  | 7→イ       | ○                                        | ○                    | 7→イ      | ○                       | 6→イ         | ○                                 | 6→イ         |
|                                               | チャッパ                     | 7→ロ       | 2.25kW以上                                 | 2.2kW以上              | 7→ロ      | 2.25kW以上                | 6→ロ         | 2.2kW以上                           | 6→ロ         |
|                                               | 砕木機                      | 7→ハ       | ○                                        | ×                    | 7→ハ      | ○                       | ×           | ×                                 | 7→ハ         |
|                                               | 帯のご盛                     | 7→ニ       | 製粉用は15kW以上、木工用は2.25kW以上                  | ×                    | 7→ニ      | 製粉用は15kW以上、木工用は2.25kW以上 | ×           | ×                                 | 7→ニ         |
|                                               | 丸のご盛                     | 7→ホ       | 製粉用は15kW以上、木工用は2.25kW以上                  | ×                    | 7→ホ      | 製粉用は15kW以上、木工用は2.25kW以上 | ×           | ×                                 | 7→ホ         |
|                                               | かんざ盤                     | 7→ヘ       | 2.25kW以上                                 | ×                    | 7→ヘ      | 2.25kW以上                | ×           | ×                                 | 7→ヘ         |
| 抄 紙 機                                         | 印刷機                      | 8         | ○                                        | ×                    | 8        | ○                       | ×           | ×                                 | 8           |
|                                               | 印刷機                      | 9         | 原動機を用いるもの                                | 7 2.2kW以上            | 9        | 原動機を用いるもの               | 7 2.2kW以上   | 2.2kW以上                           | 7 2.2kW以上   |
|                                               | ゴム線用又は合成樹脂線用ロール機         | ×         | ×                                        | 8 カレンダーロール機以外で30kW以上 | 8        | ×                       | 8           | カレンダーロール機以外で30kW以上                | 8           |
|                                               | 合成樹脂射出成形機                | 1 0       | ○                                        | ○                    | 1 0      | ○                       | 9           | ○                                 | 9           |
|                                               | 鋳造型機                     | 1 1       | ジョルト式のもの                                 | 1 0 ジョルト式のもの         | 1 1      | ジョルト式のもの                | 1 0         | ジョルト式のもの                          | 1 0         |
|                                               | アイゼルエンジン及びガソリンエンジン       | ×         | ×                                        | ×                    | 1 2      | 最高出力37.3kW以上            | 1 2         | 最高出力37.3kW以上                      | 1 2         |
|                                               | 走行 門型走行クレーン              | ×         | ×                                        | ×                    | 1→イ      | 7.5kW以上                 | ×           | ×                                 | 1→イ         |
|                                               | 天車走行クレーン                 | ×         | ×                                        | ×                    | 1→ロ      | 7.5kW以上                 | ×           | ×                                 | 1→ロ         |
|                                               | 洗びん機                     | ×         | ×                                        | ×                    | 1 5      | 合計が7.5kW以上              | ×           | ×                                 | 1 5         |
|                                               | 真空ポンプ                    | ×         | ×                                        | ×                    | 1 6      | 7.5kW以上                 | ×           | ×                                 | 1 6         |

### 3 届出

規制対象地域内において、工場又は事業場に新たに規制対象施設を設置しようとするなど下表の事由が生じた場合には、騒音規制法、振動規制法又は県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき届出が義務付けられています。

また、届出をしなかったり、虚偽の届出をしたような場合には罰則が科せられることがあります。

**騒音関係、振動関係はそれぞれについて届出が必要です。法と条例の関係は、法が優先し、法に基づく届出がなされる場合には、条例に基づく届出は不要となります。**

|   | 事 由                                                                                      | 届出の種類      | 届出の時期                            | 備 考                                                                                                                  |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 規制対象施設を設置しようとする場合                                                                        | 設置         | 設置の工事開始日の30日前まで                  | 新たに特定施設を設置することにより初めて特定工場等となる場合に限る。                                                                                   |
| 2 | ① 工場等の所在する地域が規制対象地域となった際、そこに規制対象施設を設置している場合<br>② 規制対象外施設が規制対象となった際、規制対象地域内にその施設を設置している場合 | 使用         | 規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から30日以内 | ②の場合その施設以外の規制対象施設を設置していないものに限る。                                                                                      |
| 3 | 1又は2の届出を行った規制対象施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合                                                      | 施設の数変更     | 変更に係る工事開始日の30日前まで                | 振動規制法に基づくものについては、規制対象施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合を除く。それ以外については、能力に関係なく施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合を除く。 |
| 4 | 1又は2の届出を行った規制対象施設の使用の方法を変更する場合                                                           | 施設の使用の方法変更 |                                  | 振動規制法に基づくものに限る。また使用開始時刻の繰り上げ又は終了時刻の繰り下げを伴わない場合を除く。                                                                   |
| 5 | 1又は2の届出を行った工場等で騒音又は振動の防止の方法を変更する場合                                                       | 防止の方法の変更   |                                  | 変更により工場等において発生する騒音又は振動の大きさの増加を伴わない場合を除く。                                                                             |
| 6 | ① 届出者の氏名又は住所（法人にあっては名称及び代表者氏名）の変更があった場合<br>② 工場等の名称又は所在地の変更があった場合                        | 氏名等変更      | 変更の日から30日以内                      |                                                                                                                      |
| 7 | 規制対象施設をすべて廃止した場合                                                                         | 施設使用全廃     | 廃止した日から30日以内                     |                                                                                                                      |
| 8 | 届出を行った者から規制対象施設のすべてを譲り受け、借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合                                        | 承継         | 承継があった日から30日以内                   |                                                                                                                      |

届出書の作成について

- (1) 届出書は、騒音・振動それぞれ2通（正本とその写し1通）を作成します。
- (2) 設置届出書、使用届出書、施設の数変更届出書及び防止の方法の変更届出書には、規制の対象施設の配置図並びに工場等及びその付近の見取図を添付する必要があります。

届出書の記載例

一騒音に基づく

特定施設設置届出書の場合一

様式第1 特定施設設置届出書

(あて先)一宮市長

〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇プレス工業株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇  
(TEL 担当者 〇 〇 〇 〇)

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

|               |                       |         |   |              |              |
|---------------|-----------------------|---------|---|--------------|--------------|
| 工場又は事業場の名称    | 〇〇 プレス工業株式会社          | ※ 整理番号  |   |              |              |
| 工場又は事業場の所在地   | 〇〇市〇〇町〇〇番地            | ※ 受理年月日 |   |              |              |
| 工場又は事業場の事業内容  | 自動車部品プレス加工            | ※ 施設番号  |   |              |              |
| 常時使用する従業員数    | 45人                   | ※ 審査結果  |   |              |              |
| △騒音の防止の方法     | 別紙のとおり                | ※ 備考    |   |              |              |
| 特定施設の種類の      | 型 式                   | 公称能力    | 数 | 使用開始時刻 (時・分) | 使用終了時刻 (時・分) |
| 1 ニ 液 圧 プレス   | 液圧プレス (〇〇社製 KT-5)     | 500T    | 1 | 13時00分       | 16時00分       |
| 1 ニ ホ 機 械 プレス | クランクバンプレス (〇〇社製 PT-A) | 50T     | 2 | 8時30分        | 17時30分       |
| 2 空 気 圧 縮 機   | 往復動型 〇〇社 WIC          | 22kW    | 1 | 同 上          | 同 上          |

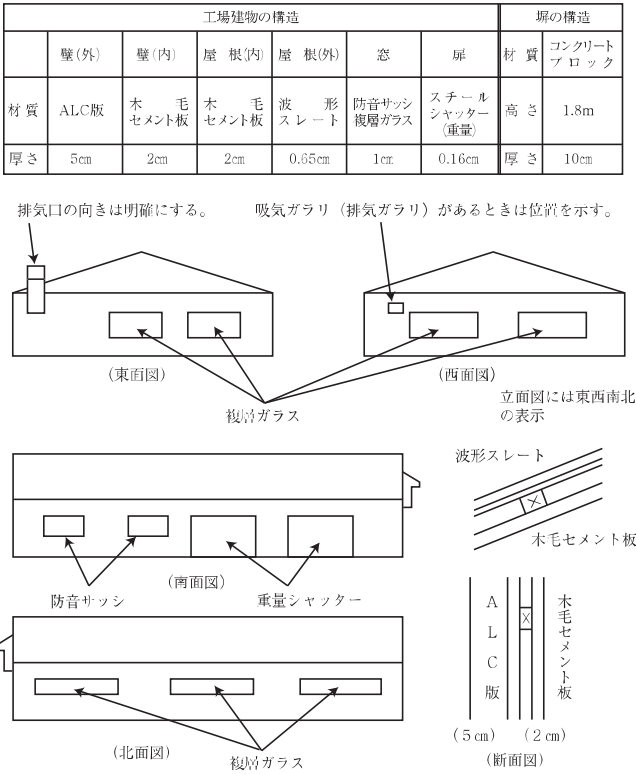
備考1. 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令第1表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の区分があるときはその記号並びに名称を記載すること。

2. 騒音の防止の方法の欄の記入については、別紙によることとし、消音等の設置、音源室内の防音措置、遮音壁の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

3. ※印欄には、記載しないこと。

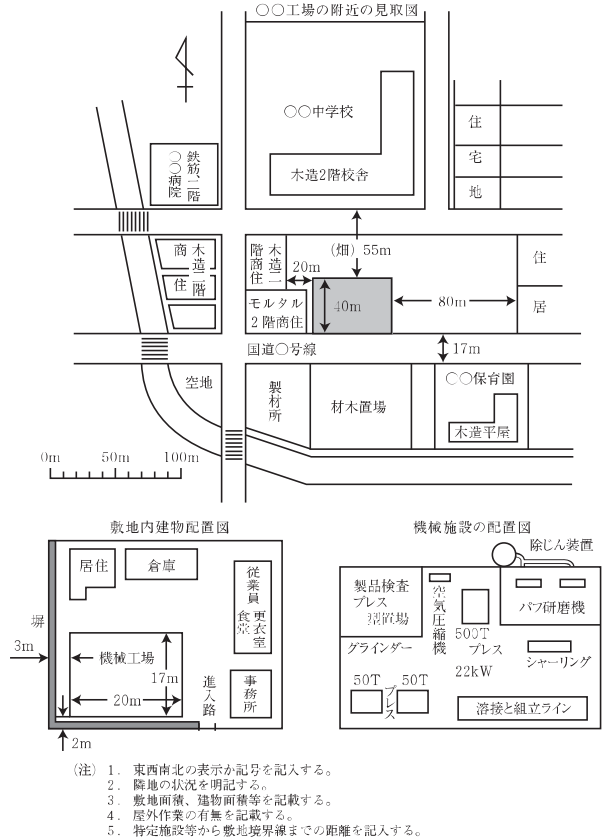
4. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙(騒音の防止の方法)



- 以下
- 騒音防止の方法の説明を簡条書にて記載する。
  - サイレンサー、吸音ダクト等については、形式、メーカー、大きさ等を記入する。
  - 製造工程を示し、騒音発生、防止のポイントを明確にする。

添付書類(配置図及び見取図)



## 4 規制基準

規制対象施設を設置する工場等の事業者は、下表に示す特定工場等の敷地境界における騒音・振動の規制基準を遵守する義務が課せられています。

(単位：dB)

| 時間の区分<br>地域の区分                                                | 騒 音    |                  |               | 振 動    |               |
|---------------------------------------------------------------|--------|------------------|---------------|--------|---------------|
|                                                               | 昼 間    | 朝・夕              | 夜 間           | 昼 間    | 夜 間           |
|                                                               | 8時～19時 | 6時～8時<br>19時～22時 | 22時～<br>翌日の6時 | 7時～20時 | 20時～<br>翌日の7時 |
| 第1種低層住居専用地域・<br>第2種低層住居専用地域・<br>第1種中高層住居専用地域・<br>第2種中高層住居専用地域 | 45     | 40               | 40            | 60     | 55            |
| 第1種住居地域・第2種<br>住居地域・準住居地域                                     | 50     | 45               | 40            | 65     | 55            |
| 近隣商業地域・商業地域・<br>準工業地域                                         | 65     | 60               | 50            | 65     | 60            |
| 工業地域                                                          | 70     | 65               | 60            | 70     | 65            |
| 工業専用地域                                                        | 75     | 75               | 70            | 75     | 70            |
| その他の地域                                                        | 60     | 55               | 50            | 65     | 60            |

備考 1) **騒音関係**では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・その他の地域内、**振動関係**では、工業地域・工業専用地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。  
2) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

## 5 騒音の規制を受ける作業

次の作業を伴う事業を営む者は、規則で定める基準〔4 規制基準と同じ〕を超える騒音を発生させてはなりません。（届出は不要）

①板金又は製かんの作業②鉄骨又は橋りょうの組立作業（建設の現場作業を除く。）③金属材料の引抜き作業④鍛造の作業⑤電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断作業⑥電動又は空気動力工具を使用する金属の研磨、切削又はびょう打ちの作業⑦音響を発生する機器（楽器を含む。）の組立て、試験又は調整の作業⑧内燃機関の試験又は調整の作業⑨工業用ミシンを用いる作業⑩木材の切削等の加工の作業⑪原木、原紙、鉄材等重量物の積込み又は積卸しの作業⑫貨物の搬入又は搬出の作業⑬建設用重機械を用いる作業（建設の現場作業を除く。）

## 6 相当程度の騒音・振動発生施設に対する規制

「原動機の定格出力が0.75kW以上の送風機、排風機、圧縮機、冷凍機」(注)を設置する工場は、規則で定める基準〔4 規制基準と同じ〕を超える騒音を発生させてはなりません。また、違反行為により周辺の生活の生活環境が損なわれていると認められる場合は、勧告が発動されることもあります。(届出は不要)

(注) 法令に基づく規制対象施設及び規制対象の工場等に設置されるものを除く。

## 7 改善勧告・改善命令

規制の対象となる工場等又は作業において発生する騒音又は振動が基準に適合しないことにより、周辺の生活が損なわれていると認められる場合には、その事態を除去するために必要な勧告又は命令が発動されることがあります。(相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等に対しての改善命令の規定はありません。)

なお、改善命令に違反した場合においては、罰則が科せられることになっています。

## 8 公表

県条例の規定に違反して著しく公害を発生させている場合には、氏名又は名称及び住所並びにその違反の状況が公表される場合があります。

県条例の規定による勧告が行われた場合において、当該勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告内容が公表される場合があります。

### ○身近な騒音・振動の例

騒音の大きさのめやす

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 100dB | 電車が通るときのガード下                       |
| 90dB  | 騒々しい工場の中、犬の鳴き声(正面5m)、カラオケ(店内客席の中央) |
| 80dB  | 地下鉄の車内、ピアノ(正面1m、バイエル104番)          |
| 70dB  | ステレオ(正面1m、夜間)、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭     |
| 60dB  | 静かな乗用車、普通の会話                       |
| 50dB  | 静かな事務所の中、クーラー(室外機始動時)              |
| 40dB  | 市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼               |
| 30dB  | 郊外の深夜、ささやき声                        |
| 20dB  | 木の葉の触れ合う音、置時計の秒針の音(前方1m)           |

振動の大きさのめやす

|      |                |                                                           |     |
|------|----------------|-----------------------------------------------------------|-----|
| 90dB | 人体に影響が生じ始める    | 吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。眠っている人のほとんどが目覚まし、歩いている人も揺れを感じる。 | 震度4 |
| 80dB | 深い睡眠に影響が始まる    | 屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。           | 震度3 |
| 70dB | 浅い睡眠に影響が始まる    | 屋内にいる人の多くが揺れを感じ、眠っている人の一部が目覚ます。電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。        | 震度2 |
| 60dB | 振動を感じ始める(振動閾値) | 屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。                                    | 震度1 |
| 50dB | ほとんど睡眠への影響はない  | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。                                    | 震度0 |
| 40dB | 常時微動           |                                                           |     |

＜気象庁震度階級関連解説表参考＞

## 9 騒音・振動関係公害防止管理者等の選任及び届出

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、**一定以上の出力を持つ対象施設を使用する場合は、公害防止管理者等の選任が義務付けられています。**

| 公害防止管理者の選任が必要な工場の要件                          |                     |                                         | 選任する公害防止管理者等の区分 |    |                   |
|----------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------|-----------------|----|-------------------|
| 業 種                                          | 事業所のある地域            | 対象となる施設                                 | 騒音              | 振動 | 統括者               |
| ○製造業(物品の加工業を含む)<br>○電気供給業<br>○ガス供給業<br>○熱供給業 | 市内全域<br>(工業専用地域を除く) | 液圧プレスで呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のもの(矯正プレスを除く) | ×               | ○  | ○                 |
|                                              |                     | 機械プレスで呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの            | ○               | ○  | 常時2人以上を使用する事業所に限る |
|                                              |                     | 鍛造機で落下部分の重量が1トン以上のハンマーであるもの             | ○               | ○  |                   |

## 10 騒音・振動対策の留意点

### 騒音

- 特定施設等は、低騒音型の機種を選定するほか、給排気を伴う場合は、出入口や配管部分の騒音対策を行うこと。
- 施設本体について、覆う等の遮音や吸音処理を検討すること。
- 建屋は施設に適した建築構造とし、建屋内の施設の配置にも注意すること。
- 屋根、壁の遮音性を良くし、遮音上の問題となる開口部や隙間がないか注意すること。
- 壁、天井の吸音性について検討すること。
- 周辺の民家等に注意し、敷地内の建物、屋外施設の配置を適正にし、塀等による遮音を検討すること。

### 振動

- 特定施設等は、低振動型の機種を選定するほか、共振状態が発生しないように注意すること。
- 振動の伝播を抑えるため、基礎の質量を大きくするとともに、弾性体(ばね)等により防振すること。
- 騒音の場合と同様に、周辺民家との距離、配置関係に注意すること。

## 11 暗騒音の補正

測定対象の音があるときとないときの騒音計の指示値の差が10dB以上あるときは、暗騒音の影響はほぼ無視できるが、差が10dB未満のときは次の表によって対象の音が単独にあるときのレベルを推定することができます。

| 対象の音がある時とない時の指示値の差(dB) | 2以下   | 3  | 4～5 | 6～9 |
|------------------------|-------|----|-----|-----|
| 補正值(dB)                | *補正不用 | -3 | -2  | -1  |

\*この場合は、暗騒音が対象音より大きい。

## 一宮市環境部環境保全課公害規制・監視グループ

(2021.4)

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山 8 番地

一宮市衛生処理場

TEL:0586-45-7185

MAIL kankyohozen@city.ichinomiya.lg.jp



このリーフレットは環境に配慮し、再生紙及び大豆インキを使用しています。